

11 まちづくり支援施設

(1) 施設の概要

■スポーツ、文化、レクリエーション等施設として、現在12施設を供用している。

○まちづくり支援施設の目的

- ①市民の健康、公共の福祉増進
- ②臨海部の特性を生かした施設の提供
- ③臨海部における付加価値を向上し、土地売却促進に資する



※ 利用者数は2005年度実績

	整備費(億円)	利用者数(百人)
大阪南港魚つり園	9	391
大阪南港野鳥園	20	1,085
帆船あこがれ(セイルトレーニング事業)	14	26
大阪北港ヨットハーバー	82	265
ふれあい港館	59	334
なにわの海の時空館	176	1,015
舞洲陶芸館	5	96
舞洲運動広場	135	1,521
舞洲体育館	64	1,120
舞洲野球場	35	1,790
舞洲野外活動施設	40	650
舞洲ヘリポート	6.6	76

<参考>

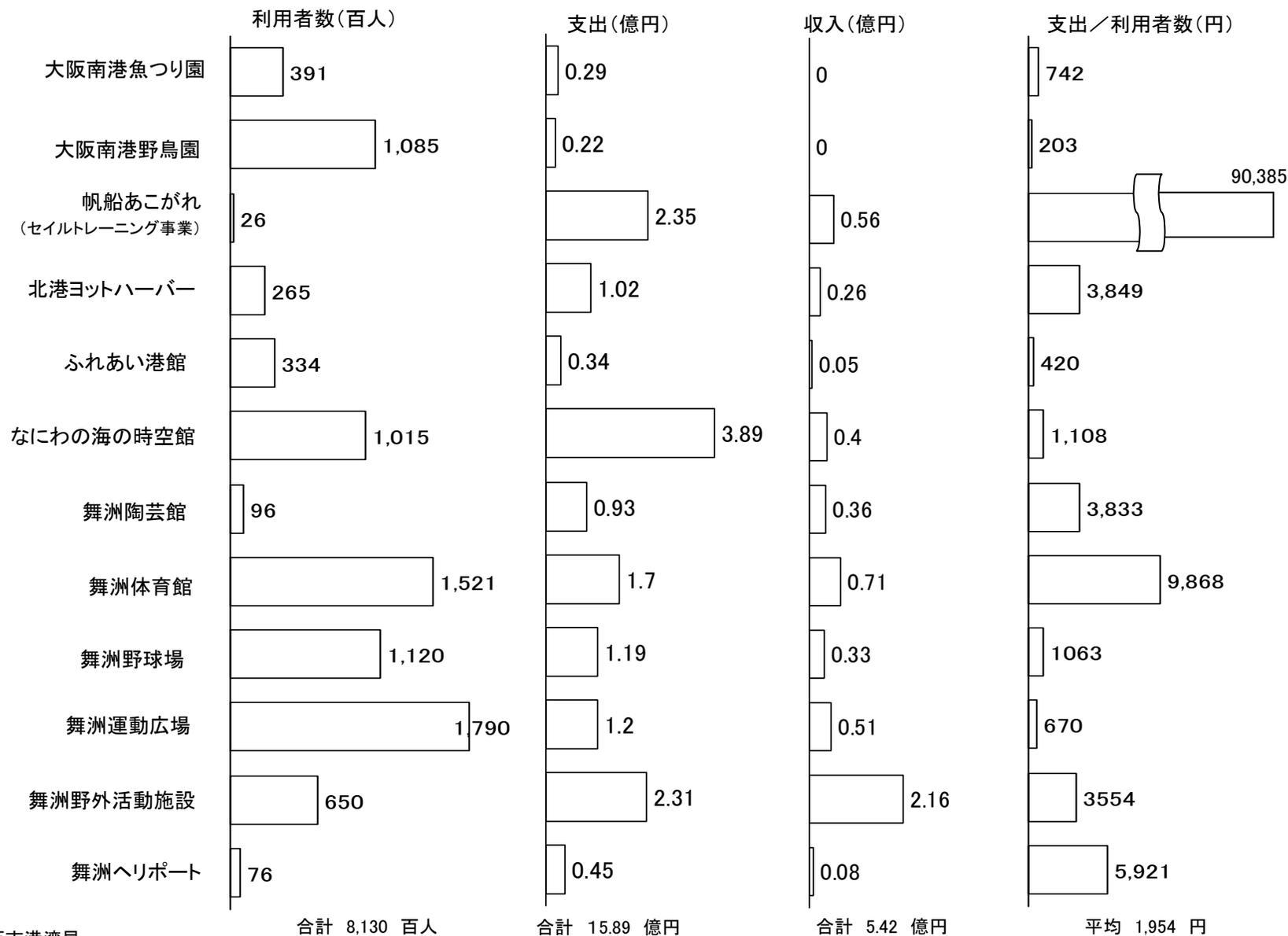
	利用者数(百人)
USJ※	83,140
海遊館※	22,120

※外郭団体等所管施設

(2) 施設の収支状況等

※ 2005年度実績

■ 運営において、収支は赤字であり、多額の費用負担が生じている。

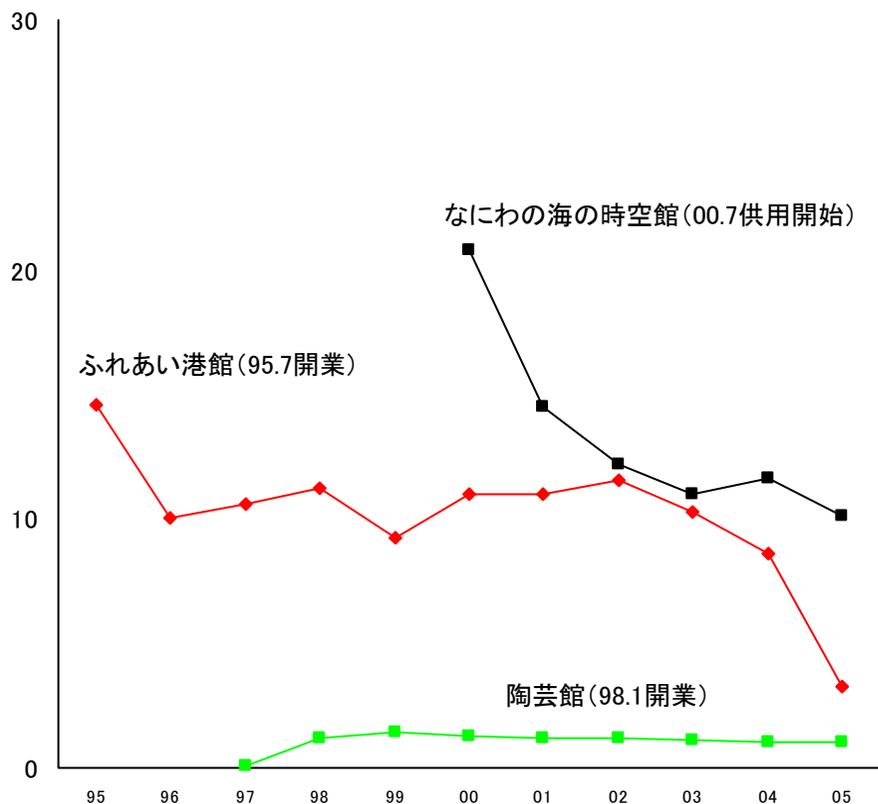


(3) 施設の利用状況

- 文化施設について、開館当時からみて、利用者は減少傾向にある。
- スポーツ施設について、舞洲の大型施設は大会利用などで、増減はあるものの、一定の利用者を獲得している。

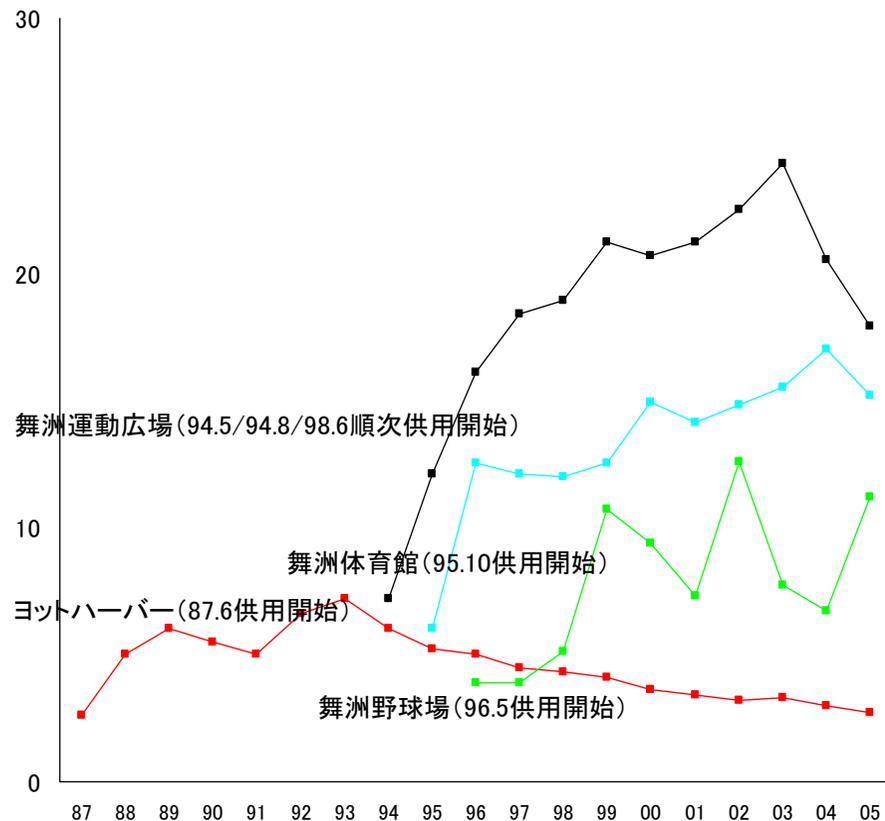
文化施設

(単位：万人)



スポーツ施設

(単位：万人)

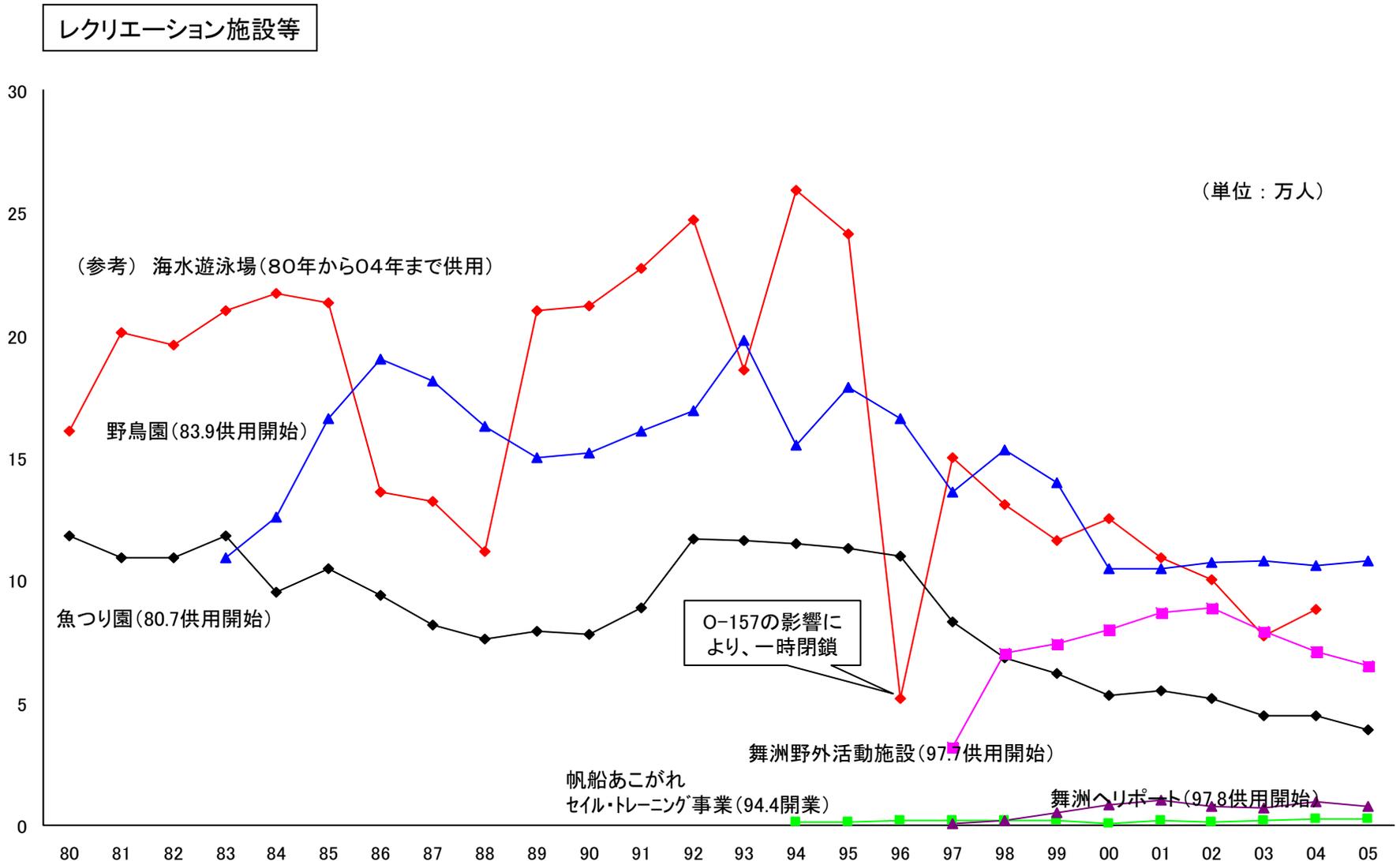


(2006年9月現在)

資料:大阪市港湾局

(4) 施設の利用状況

■ レクリエーション施設について、利用状況は概ね減少傾向にある。



(5)施設管理の手法について

① 指定管理者制度の活用

■大阪南港魚釣り園、大阪南港野鳥園、大阪北港ヨットハーバー、なにわの海の時空館、舞洲体育館、舞洲野球場、舞洲運動広場、舞洲野外活動施設、舞洲ヘリポートの9施設について、2006年度より指定管理者制度※1を導入した。

■広く民間事業者の参入を図り、公募により指定管理者を選定し、また料金施設については利用料金制を採用するなど、民間事業者等のインセンティブが発揮され、その運営ノウハウにより、経費を削減しつつ、施設の利用促進とサービス向上を目指す。

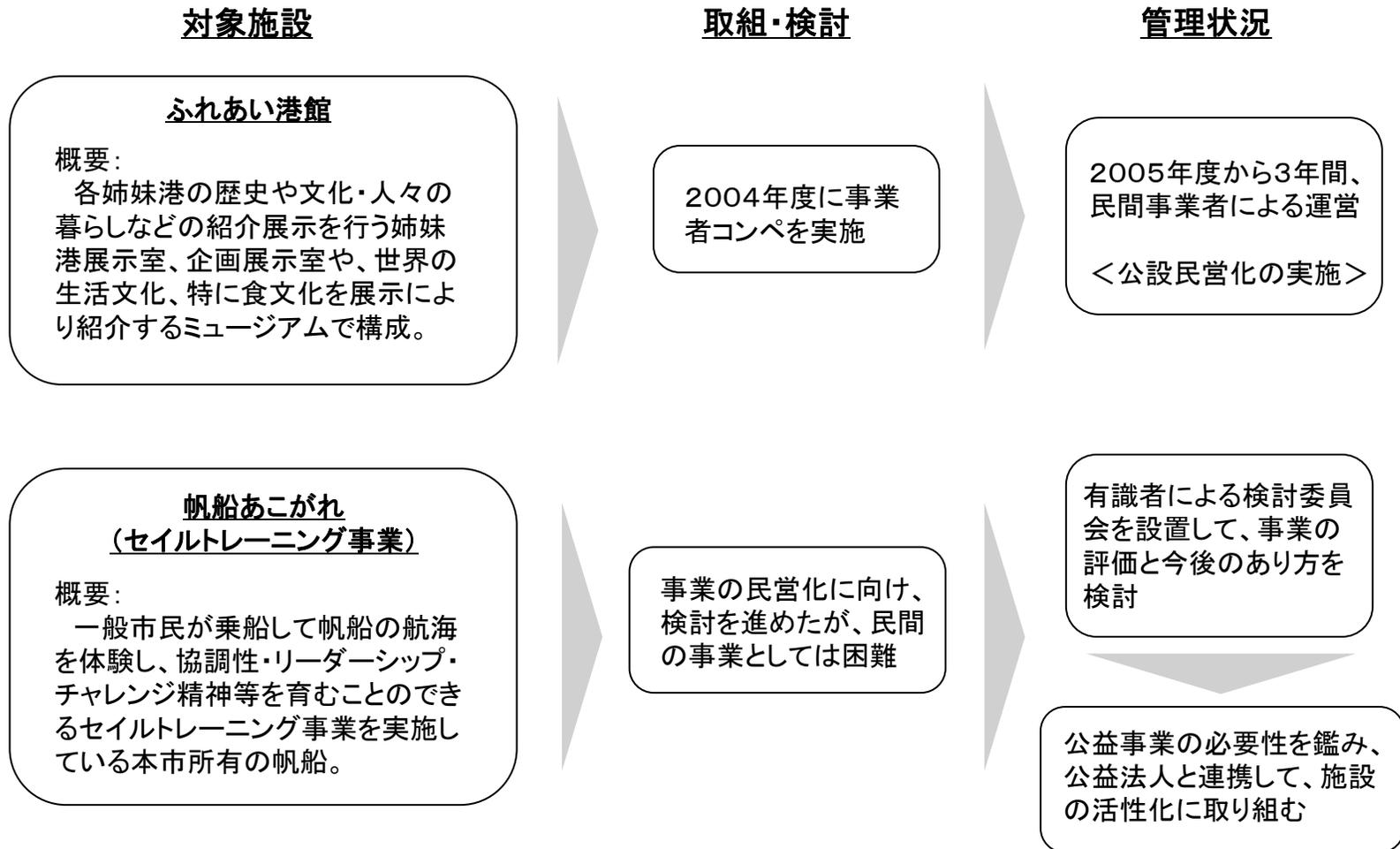
施設名	2006年度の指定管理者	導入の効果	
		民間事業者の事業遂行能力や業務ノウハウの活用	管理経費の削減
大阪南港魚釣り園	(株)ハウスビルシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・供用時間の弾力的運用 ・指導員の配置による専門知識の教示 ・釣り教室の定期開催 	民間事業者の経営資源の活用
大阪南港野鳥園	港開発※2・ウェットランドグループ連合体	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO団体との協力体制構築 ・指導員の配置による専門知識の教示 	
北港ヨットハーバー	港開発※2・よしもと連合体	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的、弾力的な人員の配置 ・施設内でのイベントの開催 	
なにわの海の時空館	港開発※2・よしもと連合体	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント会社のノウハウを活かした運営 	
舞洲体育館・舞洲野球場・舞洲運動広場・舞洲野外活動施設	ミズノグループ	<ul style="list-style-type: none"> ・供用時間の弾力的運用 ・指導員の配置による専門知識の教示 ・プロユースの技術を提供 ・プロチームのスポーツ教室開催 	
舞洲ヘリポート	ジャック・エヌビーエス・エクセル連合体	<ul style="list-style-type: none"> ・効果的、弾力的な人員の配置 ・施設内でのイベントの開催 	

※1 指定管理制度とは、民間事業者に施設の管理運営を包括的に委ねることで、その運営ノウハウを活用し、経費の削減を図りながら、施設の利用促進やサービスの向上を目指した、地方自治法に基づく制度。

※2 港開発は、(財)大阪港開発技術協会の略

② 他の施設の取組み

帆船あこがれ、ふれあい港館についても、民間活力の導入等により、施設の効率的な運営と、活性化への取組みを進めている。



12 規制誘導

■臨海部のまちづくりにおいて、秩序ある土地利用や良好なまちなみの形成などを推進するための規制誘導を行っている。

(1) 臨港地区にかかる規制

目的: 港湾区域と一体となった土地利用を行い、港湾機能の増進、水際線の有効活用を図る

対象: 港湾区域(水域)に隣接する陸域

根拠法令: 港湾法、都市計画法、大阪港臨海地区の分区における構築物の規制に関する条例(市条例)

規制内容: 臨港地区の区域内において「分区」を指定し、それぞれの分区で禁止構築物を指定している。

分区内で建築確認申請を行う際に、事前に事業計画書を港湾局に提出し、構築物の用途が分区条例に適合するかどうか審査する。

指定面積: 約1900ha(2006. 12時点) ※指定解除した面積: 約70ha

○本市における分区の区分

商港区	・旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
特殊物資港区	・石炭、鉱石その他大量ばら積を通例とする物資を取り扱わせることを目的とする区域
工業港区	・工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
保安港区	・爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域
マリーナ港区	・スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域
修景厚生港区	・その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域
無分区	・港湾を一体的に管理運営する必要から臨港地区に含める必要があり、相当程度の一般的都市機能を有する土地利用に対応して、分区を定めず、用途地域等による建築規制や、必要に応じて地区計画等による建築規制を行う区域

港湾機能に特化した土地利用に限定されている

住宅や港湾機能に関係のない事務所・オフィスなどの建築ができない

新たな土地利用に対する自由度が低い

(2)まちづくり要綱による誘導

目 的:各地区のまちづくりの方針に基づくまちづくりを推進するため、地区内に進出する事業者が遵守すべき事項を定めるもの

内 容:敷地内緑化、車両出入口の設置位置等、壁面の後退 など。その他地区毎に定めている事項もある。

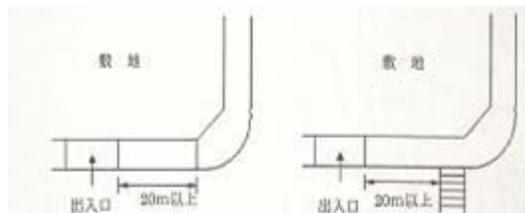
対 象:まちづくり要綱を定めている地区(舞洲地区(1993～)、コスモスクエア地区(1999～)、咲洲(南港)地区(2003～))

根拠法令:なし。(行政指導)

(例) 咲洲(南港)地区まちづくり要綱における主な規制誘導の内容

- ・敷地内に敷地面積の3%以上の緑地を設ける
- ・車両の出入口の位置は、原則として道路交差点から20m以上、横断歩道がある場合は、その位置から20m以上離す
- ・壁面及びこれに代わる柱面は、道路境界から5m以上、隣地境界から1.5m以上後退する
- ・建築物等の外観の色彩及びデザインについては、まちなみを乱すような突出した色や形態をさけ、周辺建築物に十分配慮する

〈車両の出入口部の設置位置の誘導のイメージ〉



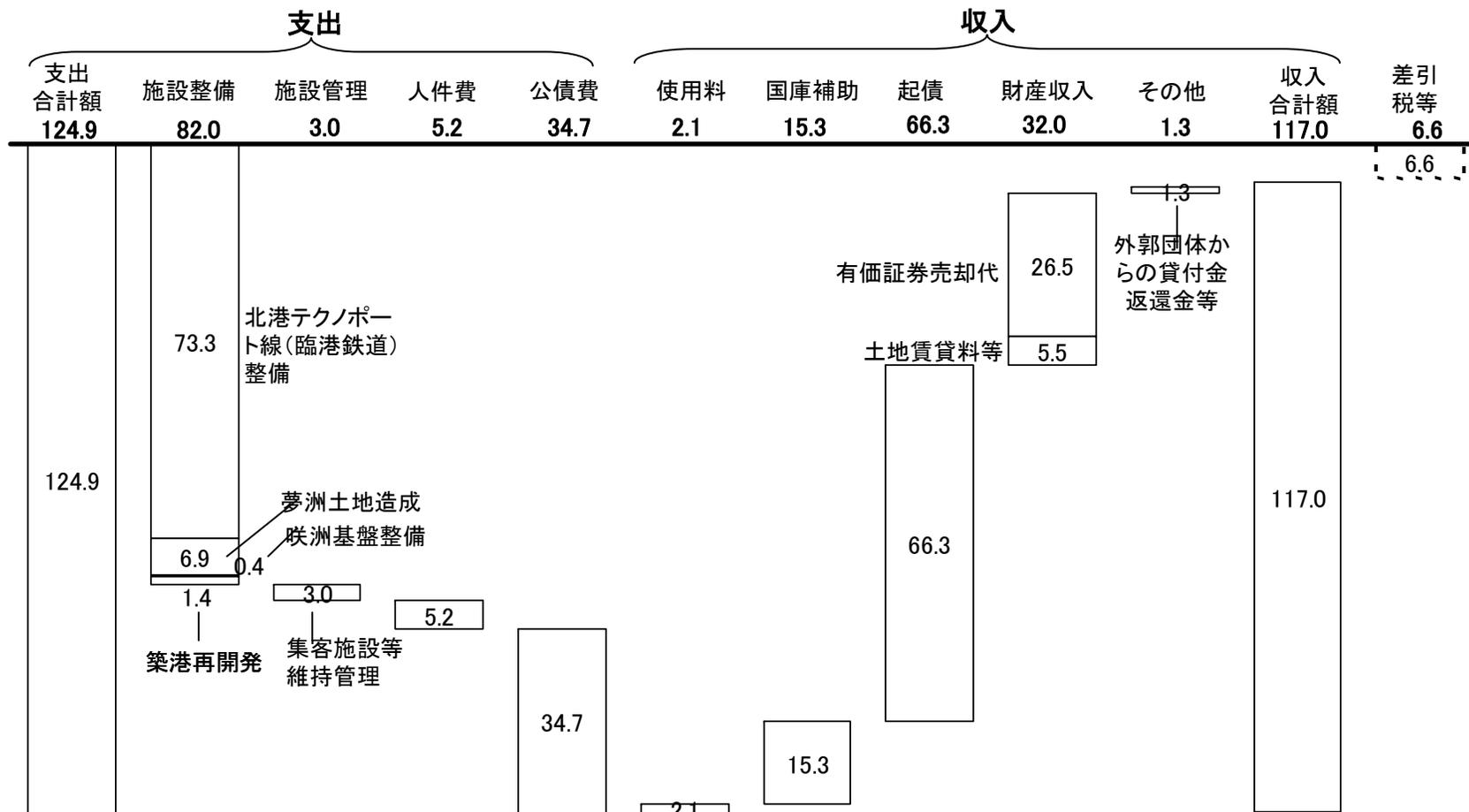
13 収支状況(臨海部まちづくり)(2005年度決算)

(1)一般会計

- 支出においては施設整備が半分以上を占めており、その中でも北港テクノポート線の整備にかかる費用の占める割合が高い。
- 税等の投入が約6.6億円となっているが、2005年度は、財産収入において有価証券売却代が26.5億円あったためである。

事業収支(一般会計)

(単位:億円)



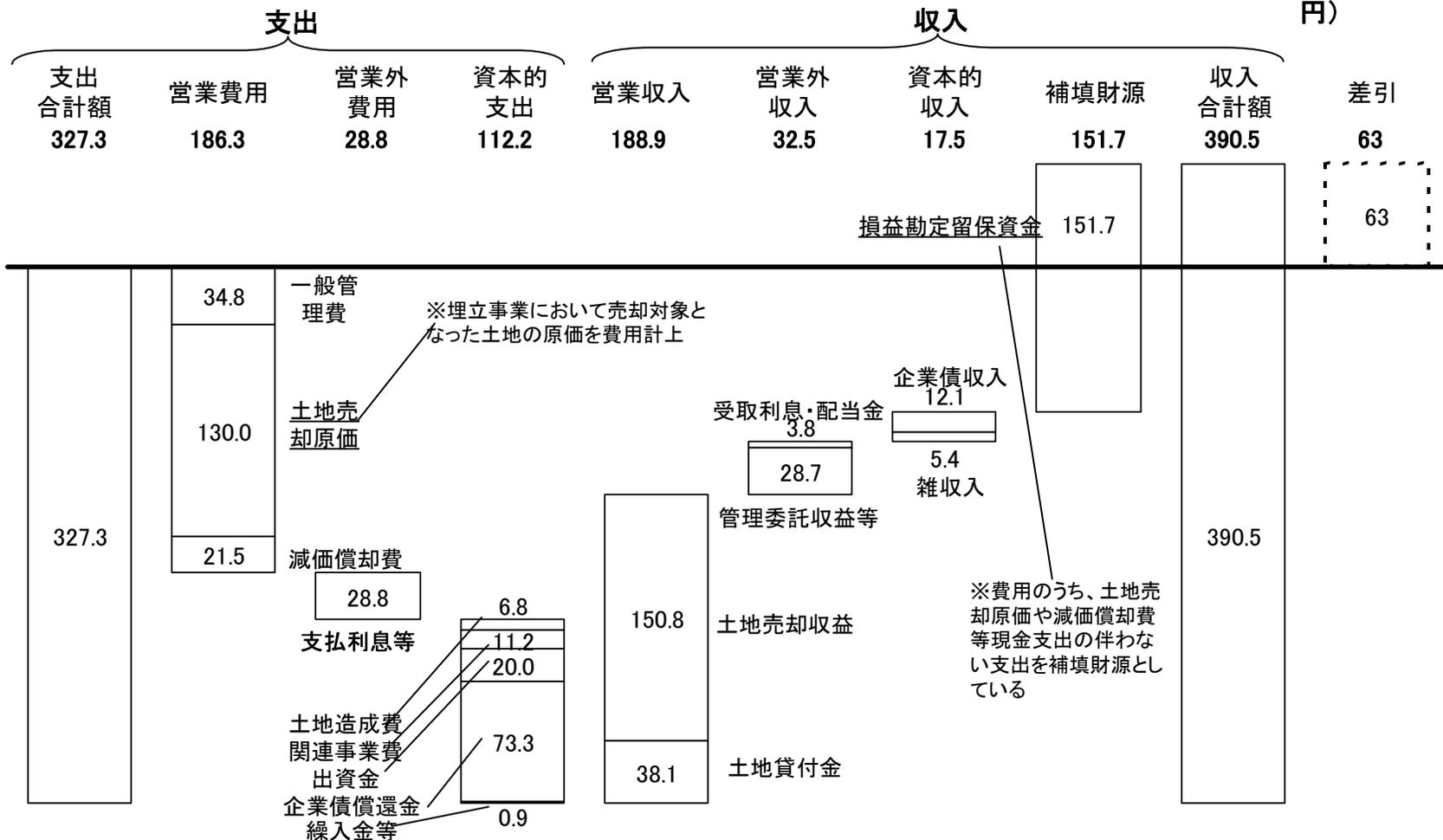
※人件費は局職員を4事業に分類し、分類できない職員については分類した各事業の職員数で案分して算出している。
 ※公債費は港湾局一般会計全体を4事業別の発行額(過去30年)で案分したものである。

(2) 港営事業会計(大阪港埋立事業)

■2005年度においては、土地売却収益が151億円となっており、資金ベースで約63億円の黒字となっている。

事業収支(港営事業会計(大阪港埋立事業))

(単位:億円)



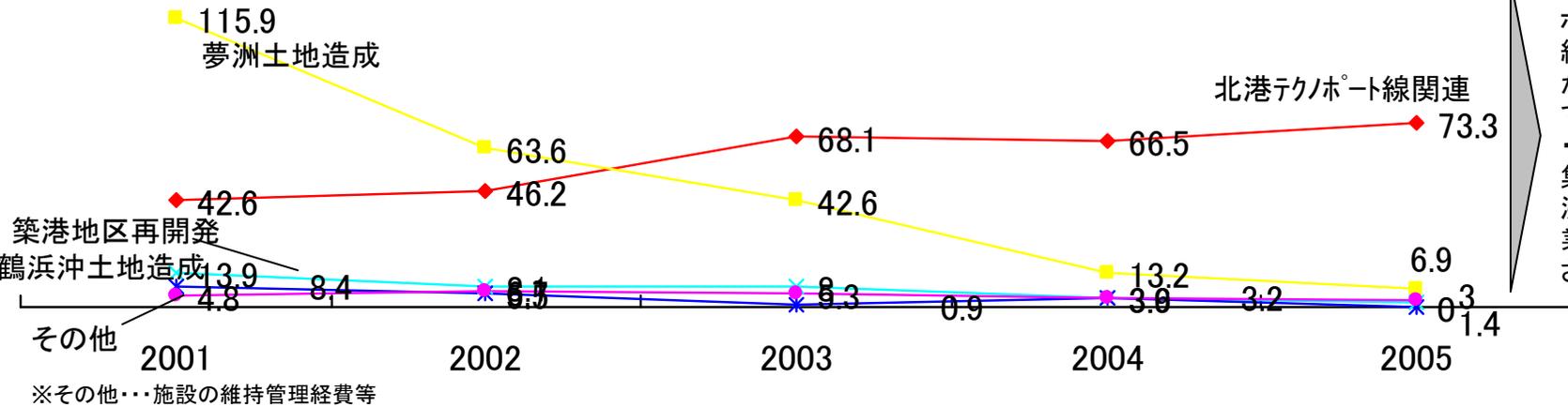
(3) 事業費の推移

- 一般会計において、事業の選択と集中により、夢洲土地造成事業は年々抑制され、北港テクノポート線関連経費（夢洲トンネルの鉄道部）のウェイトが年々上昇している。
- 港営事業会計（大阪港埋立事業）は土地売却単価の下落により、収益が縮小傾向にあり、近年ではほとんど利益が出ていない。

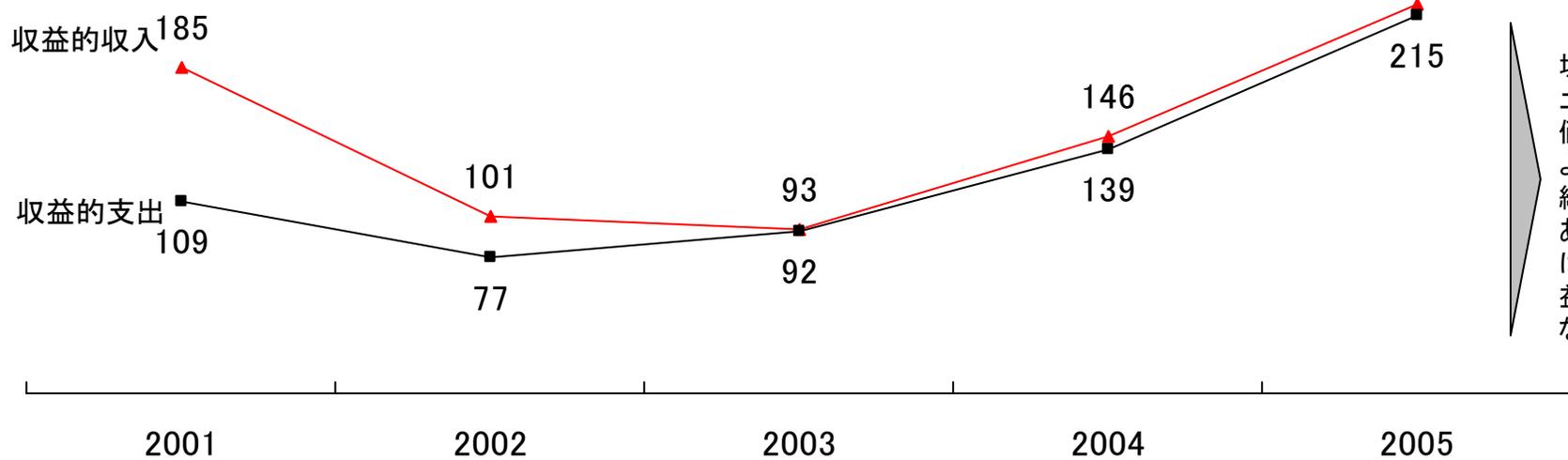
一般会計事業費の推移

(単位: 億円)

・北港テクノポート線関連経費のウェイトが年々上昇している。
・事業の選択と集中により、夢洲土地造成事業は年々抑制されている。



大阪港埋立事業収益的収支推移



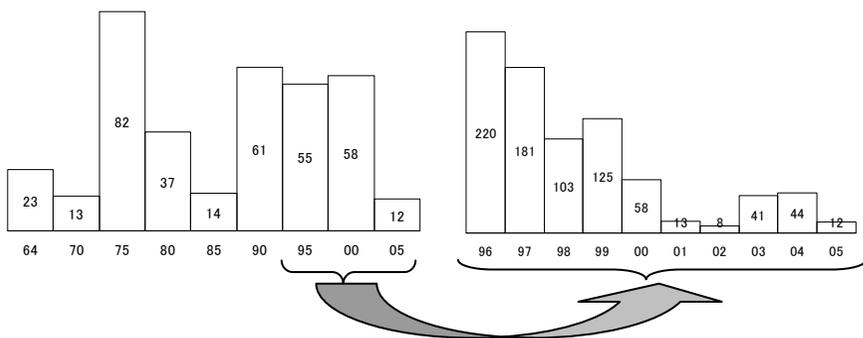
埋立事業は土地売却単価の下落により、収益が縮小傾向にあり、近年ではほとんど利益が出ていない。

資料: 大阪市港湾局

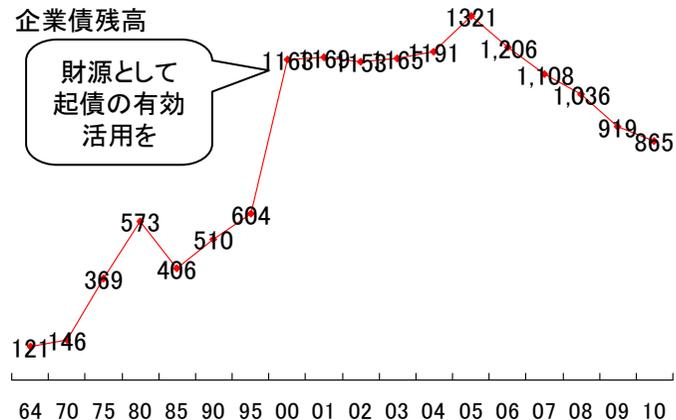
(4) 港営事業会計(大阪港埋立事業)の企業債発行・元金償還と支払利息・残高 (～2005年度、単位:億円)

■企業債は1990年代に発行額が増大した。2000年代に入り発行額は減少し、もっとも償還額の多いときを迎えている。

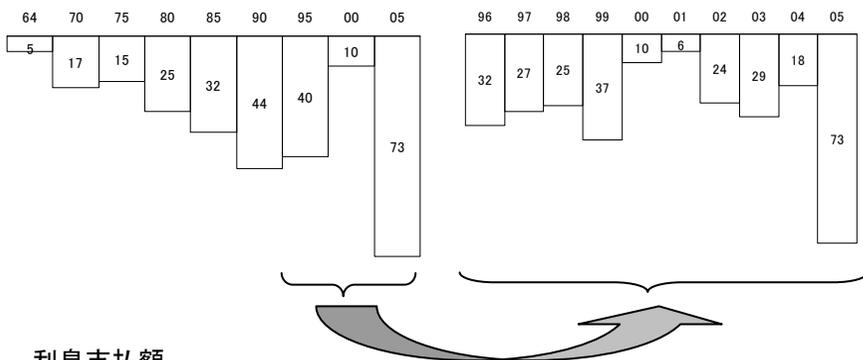
企業債発行額



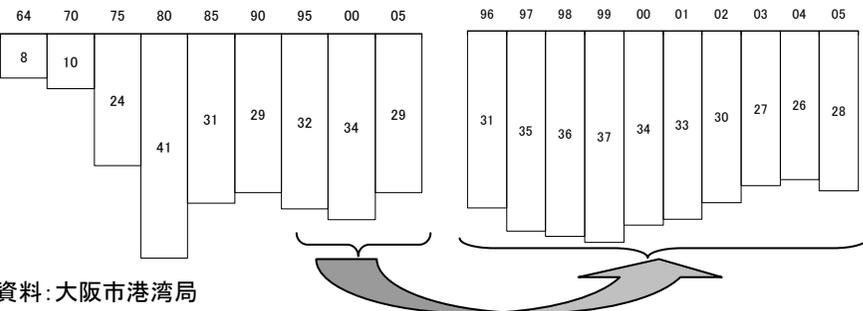
企業債残高



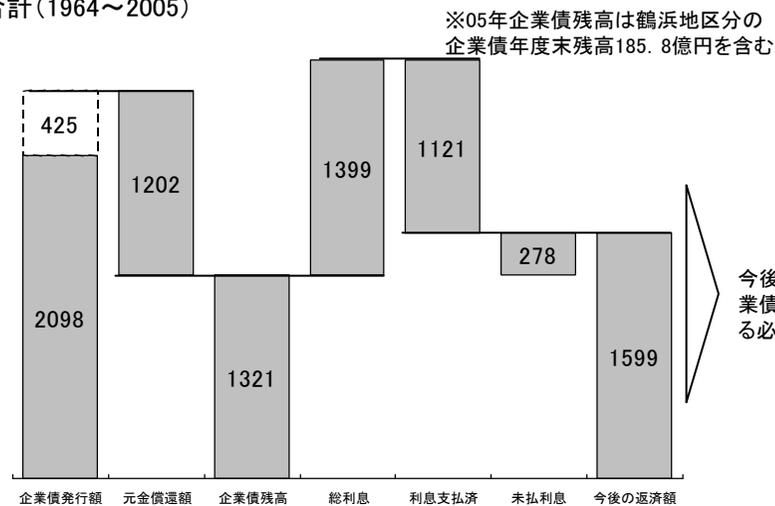
元金償還額



利息支払額



合計(1964～2005)

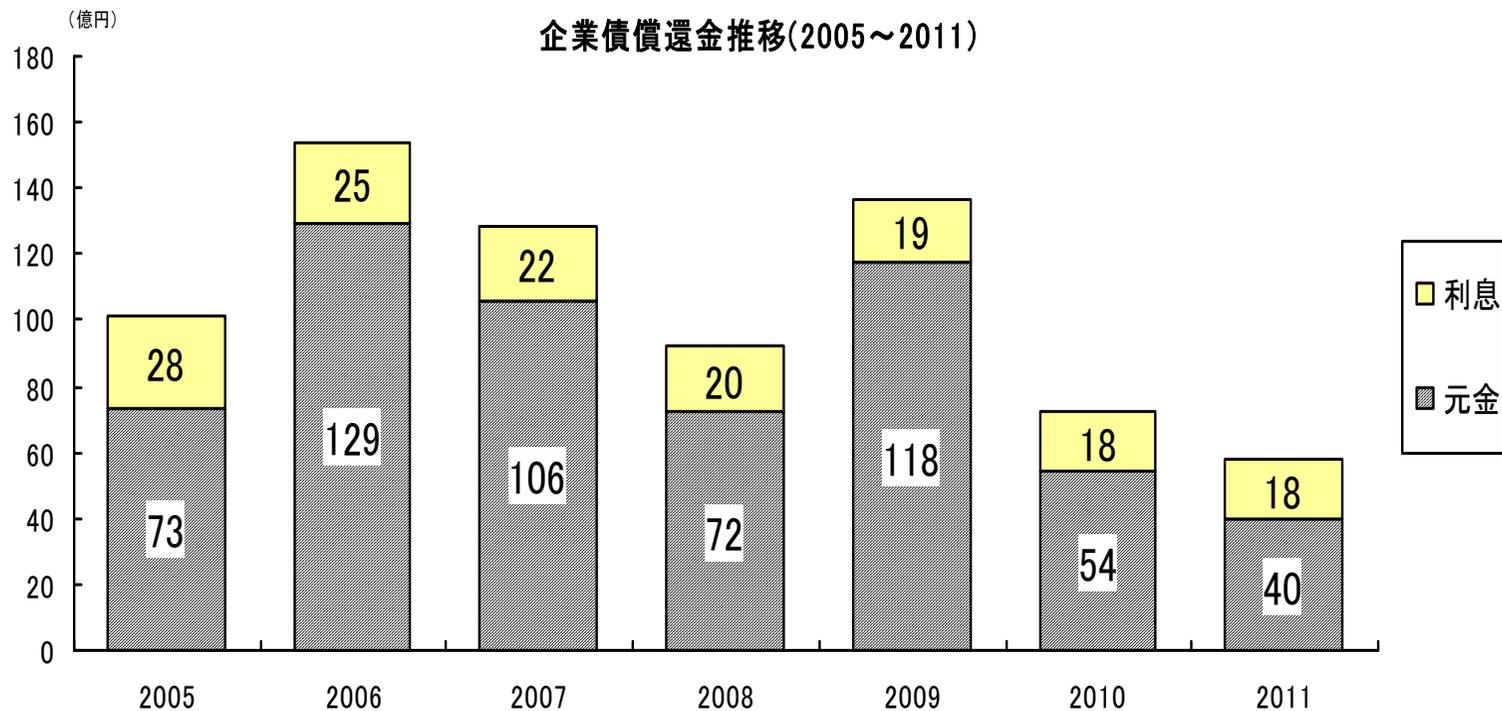


今後着実に企業債を償還する必要がある。

※企業債発行額は1964年以降の発行額(舞洲、鶴浜の一般会計既償還分は含まない。)

(5) 港営事業会計(大阪港埋立事業)の起債償還予定

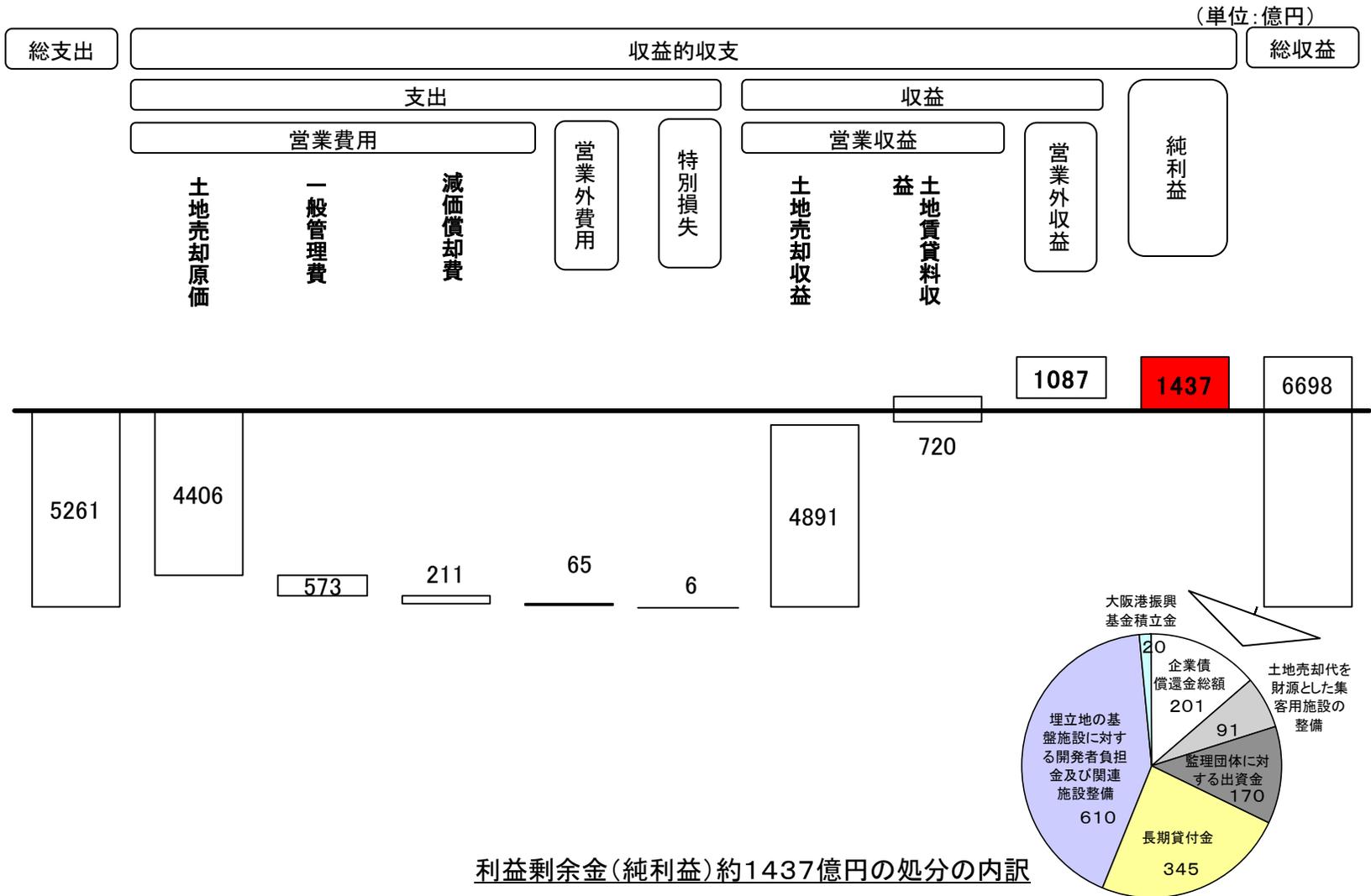
■前項の元金償還と比べて、2005年度から2009年度までの5年間で特に多額となっている。



※ 2007年度までの発行予定の企業債をもとに算出。

(6) 港営事業会計(大阪港埋立事業)の損益計算開始による1964年～2005年度の収益的収支

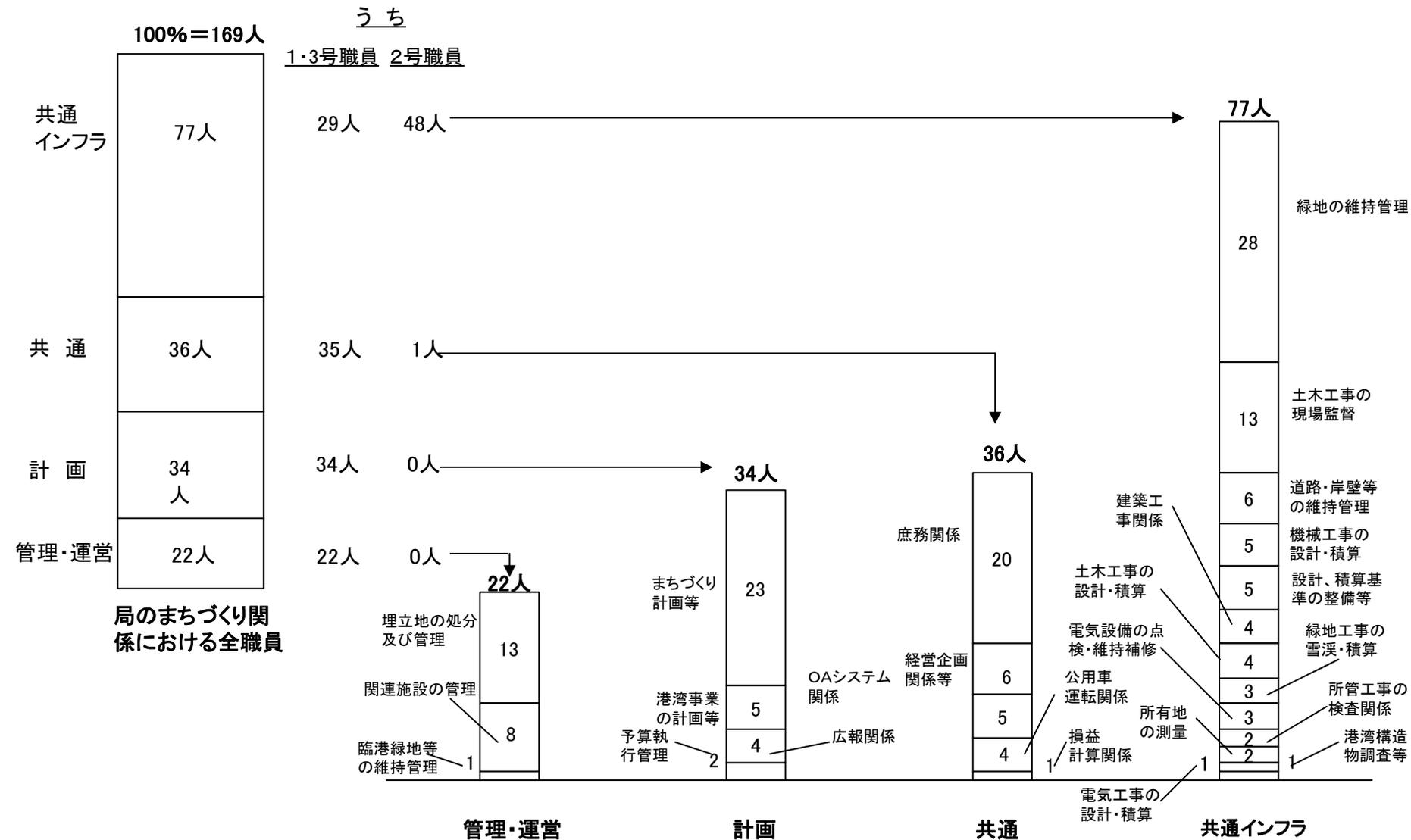
- 42年間の損益収支を2005年度に一括して計上し、約1,437億円の利益を計上した。
- 過去の利益剰余については、既に起債の償還や事業費等に処分されている。



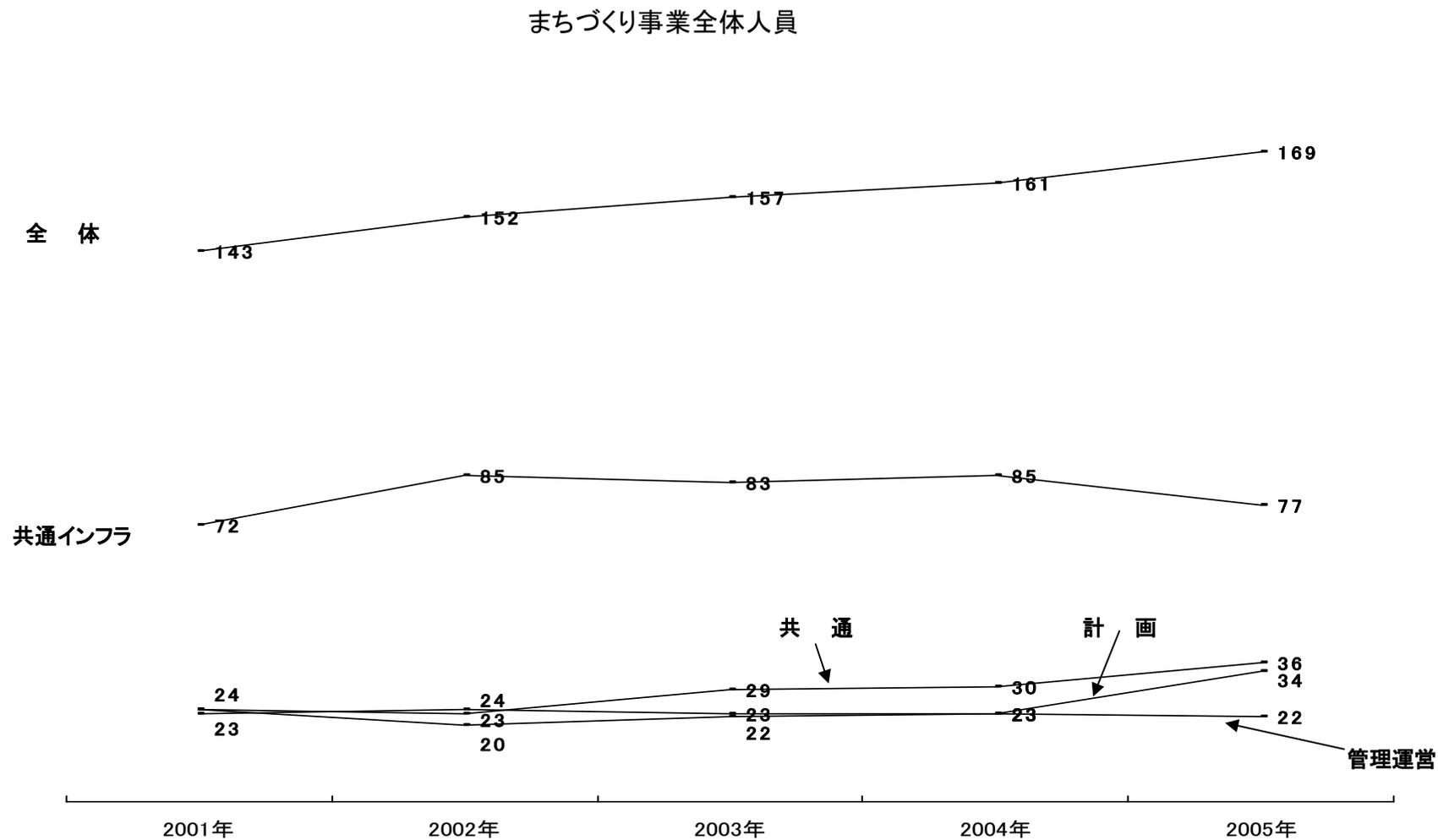
14 臨海部まちづくり事業の実施体制

(1) 局の体制 (2006年3月現在)

・まちづくり事業の実施体制においては、まちづくり計画業務等及び緑地維持管理業務に人員が多く配置されている。



(2) 臨海部まちづくり事業における業務実施体制の推移(単位:人)



まちづくり事業については、派遣解消等により人員が増加傾向にある

15 港湾局外郭団体等について

■臨海部まちづくりにかかる外郭団体等としては、監理団体である(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング、大阪ウォーターフロント開発(株)、(財)大阪港開発技術協会があり、事業関連団体には(株)ユー・エス・ジェイがある。(2005年度末時点)

出資・出捐額及び 2005年度末貸付 残額(単位:億円)

団体名	事業内容	課題	出資額		貸付残額		合計
			出資額	議決権比率	貸付残額	返済済額	
(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	・WTCビルの管理運営	・特定調停の成立に沿った着実な経営再建を推進しながら、コスモスクエア周辺地区の開発を先導するコーディネーター機能を充実強化する必要がある	190.0	(99.99%)	75.0	(0)	265.0
大阪ウォーターフロント開発(株)	・海遊館、天保山マーケットプレース等の運営	・水族館を核とした港湾地域の再開発事業としては、一定の目的を達成したものと考えられる。今後は、本市の資本的関与の見直しを行う必要がある。	5.0	(2.5%)	10.1	(6.9)	15.1
(財)大阪港開発技術協会	・港湾技術普及事業、港湾技術調査事業 ・臨港地区における各種施設(南港中央野球場・庭球場、北港ヨットハーバー等の管理運営) ・セイルレーニング事業(帆船あこがれ) ・南港ポートタウンのノーカーゾーンの維持管理等	・(2007年3月末日解散)	0.2	(100%)	0	(0)	0.2
(株)ユー・エス・ジェイ	・ユニバーサル・スタジオ ・ジャパンの企画運営	・増資による経営基盤の強化や経営努力による収支改善に取り組んでいく中、2006年度に株式上場が実現した。今後、株式の動向を見据えながら関与のあり方を見直す必要がある。	100	(12.98%)	160	(0)	260

(参考)

団体名	事業内容	本市出資額 (議決権比率)	貸付金額 (2005年度末残債)
大阪港振興(株)	・港湾地区における建物施設(港振興ビル、南港ポートタウンショッピングセンター等)の賃貸 ・港湾地区における土地の賃貸、管理 ・冷蔵倉庫、上屋の管理運営	—	—
大阪港スポーツアイランド(株)	・舞洲スポーツアイランドにおけるスポーツ施設等(舞洲アリーナ、ベースボールスタジアム、野外活動センター等)の管理運営	—	14.8億円 (7.4億円) ※2006年6月全額返還

※大阪港振興(株)については、2006年3月末本市所有全株式売却

※大阪港スポーツアイランド(株)については、2006年3月解散

II 課題

Ⅱ 課題

(1) 臨海部のまちづくり計画の推進における課題

- ▶ 一般廃棄物処理場跡地の埋立地の土地売却が困難になってきており、その売却益を事業費(起債の償還財源)に充当する埋立事業の事業スキームが成立しないおそれがあるため、埋立事業の計画の精査が必要となっている。
- ▶ 新臨海部(埋立地)における土地造成は長期間を要するため、埋立の開始時に計画した土地利用計画と利用が開始される時点での土地利用に対するニーズに変化が生じ、土地利用転換を図るべき箇所が生じている。
- ▶ 従来の公共主導の再開発は事業費の確保の観点から難しくなっており、民間主導の再開発が促進されるように規制緩和などを行っていく必要がある。
- ▶ 港湾機能の移転や工場の転出等により生じている臨港地区の指定がなされている遊休地について、有効活用を図り、都市的利用への土地利用転換を促進していくには、地域開発計画との整合を図りながら臨港地区の指定解除を行っていく必要がある。

(2) 土地分譲の課題

- ▶ 土地分譲の課題は、事業期間中の資金不足を回避し、全体収支を均衡させることができる分譲代金収入を確保することである。

(3) 公共インフラ及びまちづくり支援施設の課題

- ▶ 土地売却促進の一環として、埋立地の付加価値向上を図るため、公共インフラ及びまちづくり支援施設の整備、管理運営を実施してきたが、多額の整備費を伴い、また管理運営における費用負担が多く、厳しい収支状況となっている。
- ▶ 公共インフラはより効率的な維持管理を行うべく所管ないし維持管理の一元化を目指し、まちづくり支援施設については、民間活力導入が社会的な要請となっていることから、指定管理者制度の活用など管理運営のあり方を見直す。

(4) 人員体制の課題

- ▶ 緑地施設の維持管理業務については、大阪市の各局で業務が重複しており、一元化を図る必要がある。

1 臨海部のまちづくり計画の推進における課題

- 新臨海部(埋立地)における造成は長期間を要するため、埋立の開始時に計画した土地利用計画と利用が開始される時点での土地利用に対するニーズに変化が生じ、土地利用転換を図るべき箇所が生じている。
- 一般廃棄物処理場跡地の埋立地の土地売却が困難になってきており、その売却益を事業費(起債の償還財源)に充当する埋立事業の事業スキームが成立しないおそれがあるため、埋立事業の計画の精査が必要となっている。
- 遊休地の土地利用転換の促進や、再開発における民間活力の導入の促進のため、土地利用における規制緩和(臨港地区指定解除)を行っていく必要がある。

《土地利用計画の課題》

埋立開始から土地利用開始までに長期間を要する

社会情勢の変化や土地需要の変化が生じている

当初土地利用計画内容と土地利用開始時のニーズや周辺の状況との整合が取れなくなっている箇所が生じている(問題点)

- ・物流機能と居住機能の混在化
- ・集客機能と港湾機能の隣接による集客力の低迷

など

土地利用計画の見直しが必要

《埋立事業の課題》

環境に対する意識が高まってきている

- ・土壌汚染対策法の施行(2002)

フェニックス事業など、一般廃棄物処理場跡地の埋立造成地の売却が困難になっている(新島、夢洲の一部)(廃棄物の種類)

- ・一般廃棄物 ⇒ 汚染の可能性が高い
- ・浚渫土砂 } ⇒ 汚染の可能性が低い
- ・建設残土

土地売却を前提とした埋立事業の事業スキームが成立しないおそれがある

埋立事業の計画の精査が必要

《規制誘導の課題》

主に在来臨海部において、従来の土地利用や機能が移転・廃止されたことにより、遊休地が生じてきているところがある

(遊休地の例)

- ・大規模工場跡地
- ・港湾施設(物揚場、上屋等)等

(市域における該当箇所)

- ・安治川上流部
- ・木津川上流部 等

臨港地区の指定により、土地利用が規制され、土地利用転換の促進に支障となっている

開発促進のため規制緩和(臨港地区解除)が必要

従来からの公共主体の再開発が困難になっている(従来の開発の進め方)

- ・市が用地確保のため移転補償を行ってきた
- ・市や第3セクターが集客施設等の建設を行ってきた

再開発の促進のためには、民間活力の活用が必要

2 土地分譲の課題

- 土地分譲の課題は、事業期間中の資金不足回避と全体収支の均衡のための財源の確保にある。
- 起債償還の財源となるのは、土地の分譲収入と分譲までの間の賃貸料収入である。

(1) 事業期間中の資金不足の回避に対する課題

2005～2009年度に約612億円の償還金が必要

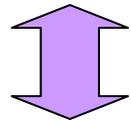
- ・2005、2006年度は分譲収入だけで起債元利金償還に必要な額を確保できる
- ・2007年度以降の分譲は地価・金利の変動リスクを抱える
- ・2010年度以降の売却予定土地の商品化を着実に実施する必要がある

※今後の起債元利金償還必要額及び分譲収入(目標)額 (単位:億円)

	2005	2006	2007	2008	2009	5年間計
起債元利金償還必要額	101	154	128	92	137	612
分譲収入実績(目標)	151	175	(146)	(135)	(18)	(625)

(2) 埋立事業の全体収支の均衡に対する課題

埋立事業起債残高(2005年度末時点)
約1321億円



埋立事業の全体収支は均衡を保つ
(土地完売、起債の一括償還を想定)

未分譲土地収入(2005年度末時点試算)
約1500億円

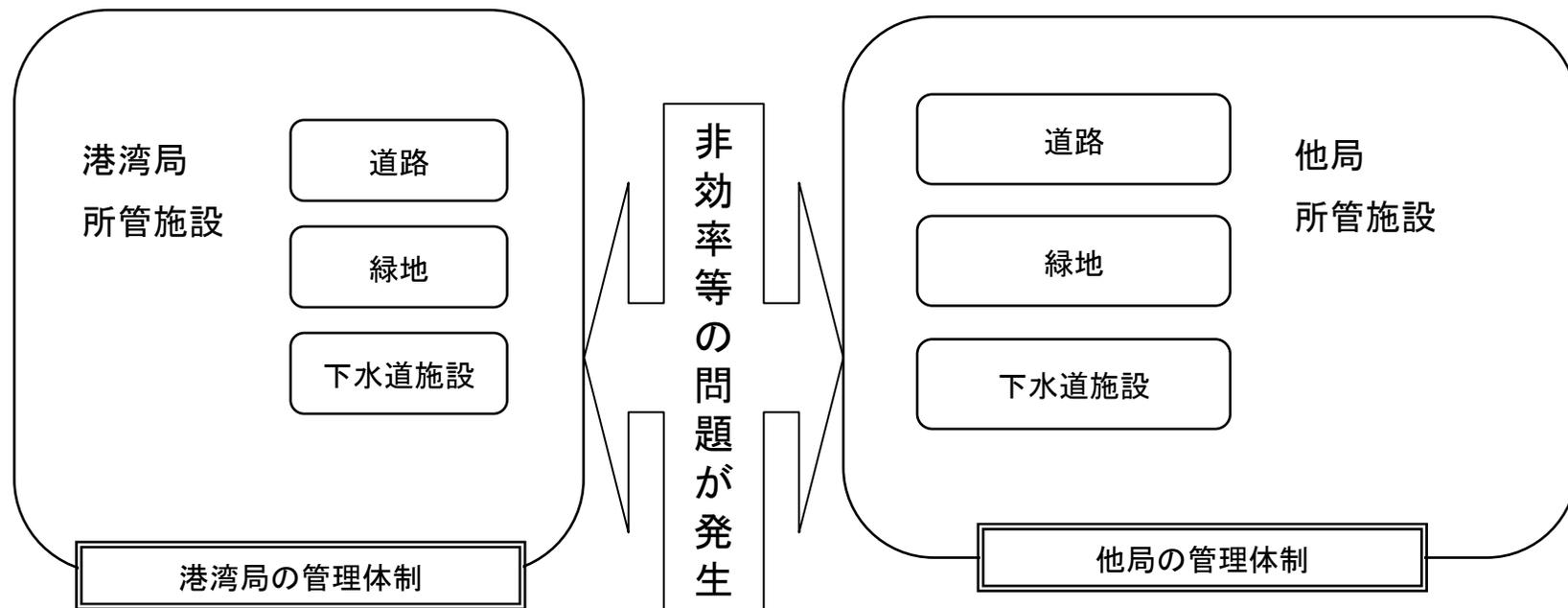
達成するには

関西経済は厳しい経済情勢にあり、また、将来的には地価・金利の変動等のリスク要因を抱える
なお、全体収支を確定するためには、分譲までの間の賃貸料収入を合わせ考慮する必要がある

3 公共インフラ及びまちづくり支援施設の課題

(1) 公共インフラ

- 大阪港臨海部の道路、緑地、下水道等供給施設の一部等の公共施設について、臨海部のまちづくりを円滑に進めるため(埋立地の売却を弾力的に促進するため)、所管部局ではなく港湾局で整備しており、これらの公共施設は、基本的に港湾局で管理している。
- 一方、内陸一般部の公共施設を所管する部局においても、同様の維持管理を実施している。
- 内陸一般部と臨海部で公共施設の管理業務が重複しているものがあり非効率となっているものがある。



(2)まちづくり支援施設

- 大阪港埋立事業において、まちづくりの中核施設として、舞洲にはスポーツ・レクリエーション施設、咲洲コスモスクエア地区にはなにわの海の時空館等を整備し、運営しているが、整備費が巨額で、料金収入では運営費をまかなえない状況であり、よりいっそうの効率的な運営への取り組みが必要である。
- 一方で、まちづくり支援施設として魅力あるサービスを提供し、利用率が向上するような活性化策も必要である。
- 施設の管理運営のあり方を検討し、民間事業者の活力導入を図って、9施設において2006年度から指定管理者制度を実施している。今後更に、指定管理者制度の対象施設を拡大するか、もしくは他の民間活力導入手法の実施・検討を進めることが必要である。

指定管理者導入施設

大阪南港魚つり園
大阪南港野鳥園
大阪北港ヨットハーバー
なにわの海の時空館
舞洲体育館
舞洲野球場
舞洲運動広場
舞洲野外活動施設
舞洲ヘリポート

民間活力の導入

市が直接管理している施設

咲洲国際フェリーターミナル
等

指定管理者制度の導入など
民営化手法を検討

その他市民利用施設

ふれあい港館
舞洲陶芸館
帆船あこがれ

※その他、もともと物流等の施設
において、当初の役割を終えた
ものは売却を含めた活性化策
を検討

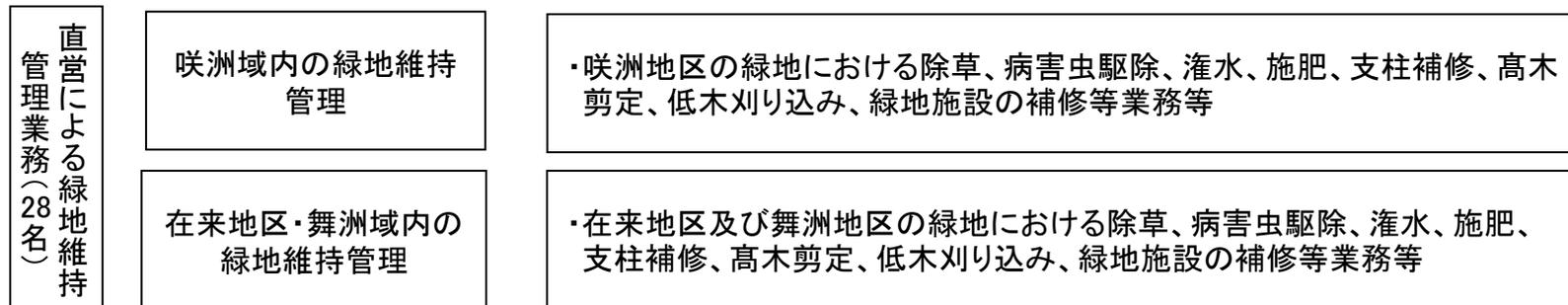
その他遊休等施設の転活用

中央突堤2号上屋
弁天埠頭客船ターミナルビル
旧安治川海員会館

等

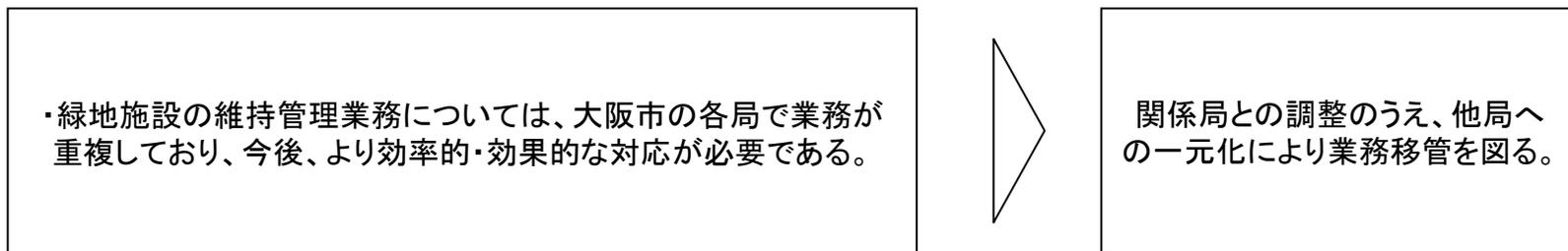
4 人員体制の課題(現状の直営業務と課題)

■現状の直営による緑地の維持管理業務について



・維持管理の主体業務となる除草、樹木管理業務などは本市直営で実施し、残る緑地施設の清掃業務や警備業務は民間に委託している。

■現状における課題



Ⅲ 今後の方向性

Ⅲ 今後の方向性

(1) 臨海部のまちづくりについて

- 臨海部のまちづくりを推進するため、必要に応じて埋立事業の計画や土地利用計画の見直しを行うとともに土地利用規制の適切な緩和を行う。
- 臨港地区の指定の必要性が低下してきている箇所については指定解除を進めていく。

(2) 土地分譲について

- 事業資金不足の回避と全体事業収支の均衡に必要な分譲収入の確保という課題の解消のためには、経済情勢の変化や地価・金利の変動といったリスク要因に対する徹底した分析と管理を行いながら、今後の分譲計画を確実に実行していく必要がある。
- さらに、現在の分譲計画に対して、よりスピード感をもった内容の見直しも不断に行っていくべきであることから、商品化の完了していない土地についても、可能な限り前倒し時期での整備を検討していく必要がある。

(3) 公共インフラ及びまちづくり支援施設について

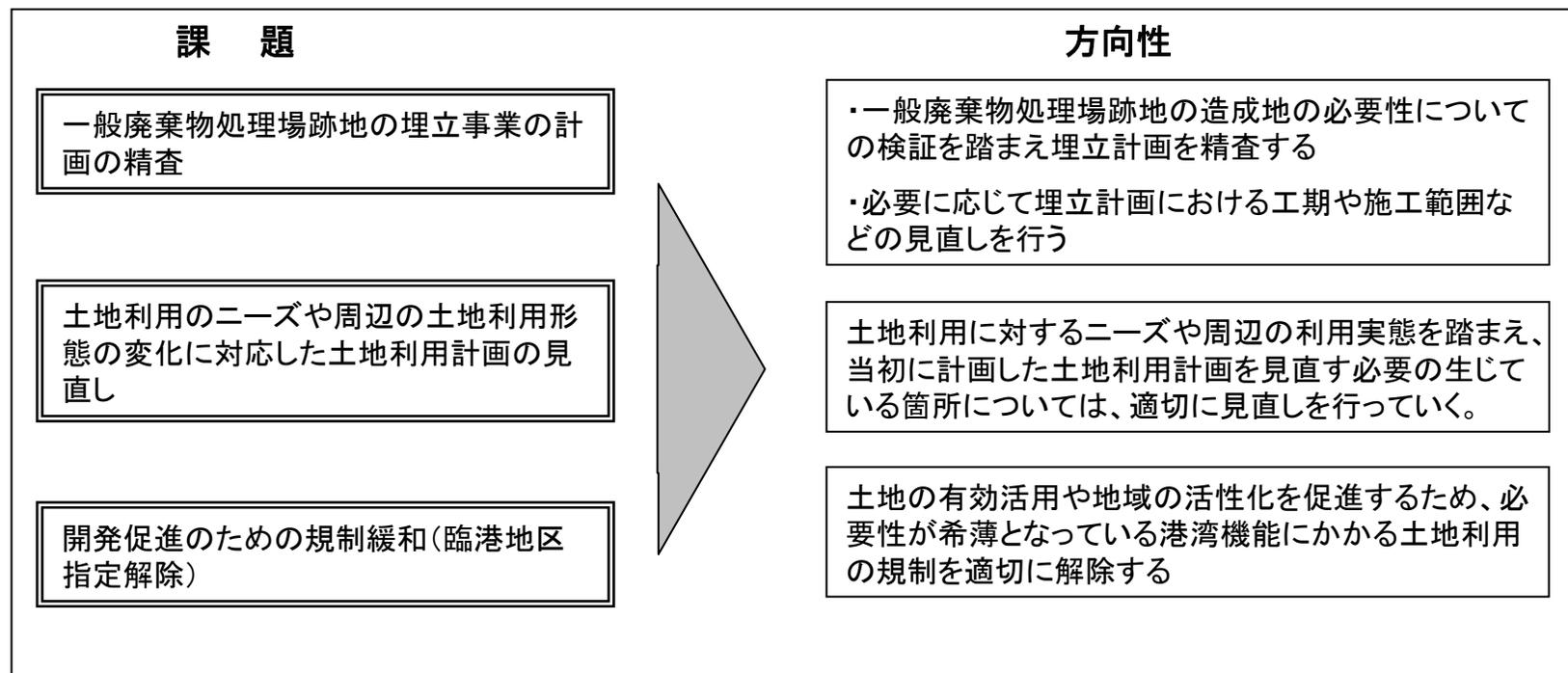
- 公共インフラについて、効率的な維持管理のために、他局への移管または維持管理の一元化を図る。
- まちづくり支援施設については、効率的な施設の管理運営に向け、舞洲スポーツアイランド施設やなにわの海の時空館等において指定管理者制度を導入し、民間事業者等による管理運営を実施しているところであり、今後、より効果的効率的な管理運営に向けて検証を進める。また、ふれあい港館、舞洲陶芸館等において、民間委託等を促進し、収支改善と施設の活性化を図る。

(4) 人員及び外郭団体等の見直しについて

- 本市直営事業については、組織体制の効率化に向けて他局への一元化による業務移管など業務の見直しを図り、2013年度を目処に39人削減して130名の体制にする。
- 外郭団体等について、民間経営の利点を最大限に活用し、自立的な経営を促進するため、本市出資比率の引き下げ等を行う。

1 臨海部のまちづくりについて

- 臨海部のまちづくりを推進するため、必要に応じて埋立事業の計画や土地利用計画の見直しを行うとともに土地利用規制の適切な緩和を行う。



2 土地分譲について

■土地分譲の課題に対する具体的な対策は、次のとおりである。

(1) 資金不足の回避

課題

- ・2007年度から2009年度の3年間で、約300億円の分譲代金収入が必要
- ・2010年度以降も分譲計画に基づく、各年度での分譲収入の確保が必要

問題点

- ・関西経済が厳しい中での2007年度以降の分譲における主なりリスク要因
- ・将来の経済情勢の変化
- ・土地需要の変化
- ・地価や金利の変動
- ・早期売却可能土地の減少
- ・2010年度以降に分譲を予定する土地の商品化の着実な実施

具体的な対策

- ・リスク要因の分析と管理のための局内横断的な組織の設置を検討
- ・大阪市港湾事業経営改善委員会をはじめとする専門家の意見の活用
- ・毎年度における問題点の見直しと対策の実施（土地分譲計画の見直し商品化時期の前倒し等）

(2) 全体収支の均衡

課題

- ・2005年度末時点で、未分譲地の分譲収入総額は、起債残高と均衡しているが、これは現時点で予測される土地需要、分譲単価等を前提として想定したもので、景気あるいは物流事業の動向といった将来のリスク要因を多く含む
- ・夢洲、新島の整備による財務面でのリスクも考慮に入れ、早期に、全体収支を確定する必要がある

問題点

- ・上記(1)と同様の問題点を抱える
- ・分譲収入及び分譲までの間の賃貸料収入を合わせた収入総額と、費用総額双方の早期確定が必要

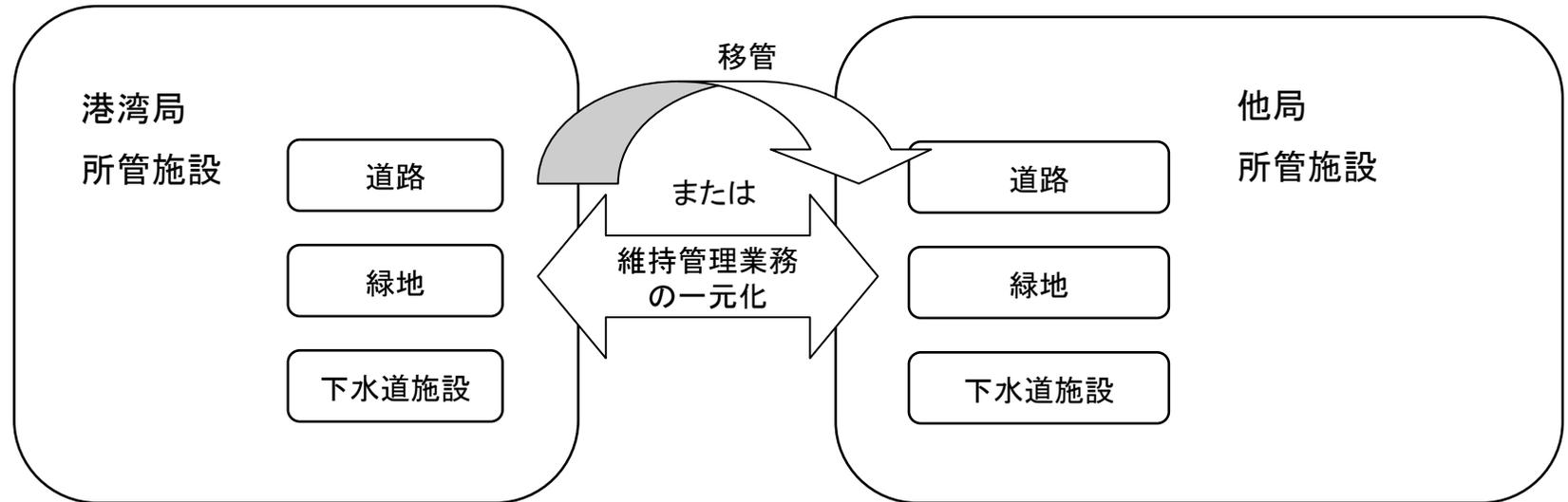
具体的な対策

- ・上記(1)と同様の対策を実施する
- ・全体収支の確定に際し、収支不足が予想される場合には、局事業の見直し等必要な努力を行ったうえ、上記経営改善委員会での議論を踏まえた対策を策定する
- ・全体収支の確定の結果、埋立事業単独での解決が困難な事態を生じた場合には、本市全体に諮り、新たな対応策を早急に検討する
- ・全体収支は、2007年度内を目途に、大阪市港湾事業経営改善委員会への諮問を経て、確定させる（内容は公表する）

3 公共インフラ及びまちづくり支援施設について

(1) 公共インフラ

- より効率的な維持管理を行うために、本来所管する部局へ施設の所管を移管する、ないし維持管理業務を一元化することが必要である。



(2)まちづくり支援施設について

- 指定管理者制度導入施設は、施設の活性化を目指して、民間活力を活かせるように指定管理者と協力しながら取り組みを進める。
- 市が直接管理している施設についても、指定管理者制度の導入について検討する。

指定管理者導入施設

大阪南港魚つり園
大阪南港野鳥園
大阪北港ヨットハーバー
なにわの海の時空館
舞洲体育館
舞洲野球場
舞洲運動広場
舞洲野外活動施設
舞洲ヘリポート

市が直接管理している施設

咲洲国際フェリーターミナル
等

※指定管理者制度の導入等、民間活力の導入を検討する。

指定管理者制度を活用し、民間活力を活かせるように検討する。

(3) その他市民利用施設について

- ふれあい港館、舞洲陶芸館について、民間活力の導入の取り組みを進める。
- 帆船あこがれは、公益的な事業として重要な役割を引き続き果たすとともに、公益法人と連携して活性化策に取り組み経営改善を図り、3年後を目処に以後の事業運営について検討する。
- その他、遊休等施設の転活用を検討し、施設の効率的な利用とまちづくりへの活用を図る。

ふれあい港館

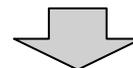
H17年度から3年間、民間事業者による運営を行っており、現在の運営状況の検証を行い、20年度以降の施設のあり方を検討する。

舞洲陶芸館

民間による事業運営の課題等を踏まえ、施設のあり方を検討し、民間移行の具体化を図る。

帆船あこがれ

事業の民営化に取り組んだが、公益事業を実施し、収益性を確保することは困難であったことから、有識者による検討委員会において事業のあり方、今後のあり方を検討。



外部アドバイザーの意見を踏まえ、公益法人と連携し、協賛金の獲得をはじめ、利用促進を図る多様なプログラムによる参加者の増加、利用率の向上、事業費の引き続いての見直しなどによる経営改善を図る。

その他遊休等施設の転活用

中央突堤2号上屋

平成19年度には耐震診断を実施し、廃止も含めた検討を行い、有効活用策を平成20年度に策定する。

弁天埠頭客船ターミナルビル

平成18年12月に実施した港湾計画の改訂内容に基づき、建物を含む周辺一体の開発について、事業化に向けた検討を継続する。

4 臨海部まちづくり事業の人員の見直し

(1) 業務内容と人員の見直しの方向性

■まちづくり事業の人員については、民間に委ねることが可能なものは委託する等、2010年度までに局全体の業務見直しを図り、人員削減を行う。

(※緑地関係業務については、一部、2011年度以降も引き続き、人員の見直しを実施する。)

	業務内容		見直し手法			理由・方向性	体制・人員
			委託化	民営化	効率化		
計画	事業計画等	・港湾事業の計画 ・土地利用の計画 ・国との連絡調整等	×	×	×	各計画の策定や国との連絡調整業務については、企画・立案や交渉・調整が業務の中心であり、外部委託がなじまない業務であり業務の効率化を図る。	5 計画課①5⇒①5 現状維持±0
	予算管理	・予算の執行管理	×	×	×	予算執行管理業務は、内部管理業務であるため、外部委託するものではない。	2 保全整備課①2⇒①2 現状維持±0
	広報関係	・港湾の普及宣伝及び渉外	×	×	×	広報関係業務については、関係官公庁との調整や市民への適正なPR情報の提供を通じて、情報の収集と選択が業務の中心であるため、行政が責任をもって実施する必要があり、外部委託がなじまない。	4 振興課①4⇒①4 現状維持±0
	まちづくり関係等	・まちづくり計画及び関係先との調整ほか	×	×	×	まちづくり計画等の業務については、計画についての関係先との調整や交渉が業務の中心であり、管理・監督者としての権限が必要なことから、外部委託はなじまない。	23 臨海地域活性化室 ①23⇒①23 現状維持±0
管理運営	関連施設の管理	・局所有の関連施設の管理業務	×	×	×	関連施設の管理は、施設・財産管理者として行う業務であり、管理者責任を果たすうえで外部委託は行わない。	8 経営企画課 ①8⇒①8 現状維持±0
	埋立地の処分及び管理	・埋立地の処分及び管理に関する業務	×	×	×	埋立地の処分及び管理は、財産管理者として行う業務であり、第三者に委託できない。	13 臨海地域活性化室 ①13⇒①13 現状維持±0
	臨港緑地等の維持管理	・臨港緑地等の維持管理業務	×	×	×	緑地施設の維持管理業務については、今後、関係局との調整のうえ、2013年度を目処に他局への一元化による業務移管を図る。	1 環境緑地課①1⇒①0 見直し△1
共通インフラ	工事の設計	・土木工事(請負)の設計、積算	×	×	○	土木工事(請負)の設計・積算の業務については、業務の一部を委託するなどし、業務の効率化を図っているが、更なる効率化を図るなどし、見直しに行くものである。	4 設計課①4⇒①3 ←一部見直し△1名

	業務内容	見直し手法			理由・方向性	体制・人員
		委託化	民営化	効率化		
設計・積算基準関係	・設計、積算基準の改正等整備	×	×	×	設計・積算基準の整備等については、発注工事の基準を定めるものであるため、情報管理の面から外部委託はできない。	5 保全整備課①5⇒①5 現状維持±0
工事の工程管理	・土木工事(請負)の工程管理及び現場監督	×	×	○	・土木工事(請負)の工程管理・現場監督については、発注工事が適切に実施されたか履行を行う業務であり、外部委託がなじまない業務である。 ・局発注の請負工事に伴う補助監督業務については、請負工事件数が年々減少しており、昨今の工事件数に見合った業務執行体制とすることとし、一部縮小を図る。 ・請負工事の現場監督職員の工事現場等への送迎業務については、廃止していくものとする。	13 保全整備課 ①4②9⇒①3②4 ←見直し△6名
建築工事の設計	・建築工事の設計、積算、監督等	×	×	×	建築工事の設計・積算・監督等の業務については、設計業務の一部を委託するなどし、業務の効率化を図っているため、これ以上の外部委託は行わない。	4 保全整備課①4⇒①4 現状維持±0
電気工事の設計	・電気工事の設計、積算、監督等	×	×	×	電気工事の設計・積算・監督等の業務については、設計業務の一部を委託するなどし、業務の効率化を図っているため、これ以上の外部委託は行わない。	1 保全整備課①1⇒①1 現状維持±0
機械工事の設計	・機械工事の設計、積算、監督等	×	×	○	機械工事の設計・積算・監督等の業務については、設計業務の一部を委託するなどし、業務の効率化を図っているため、これ以上の外部委託は行わないが、直営事業の委託化による業務量の減を考慮して見直す。	5 保全整備課①5⇒①4 ←見直し△1名
港湾構造物調査等	・港湾構造物調査、地盤調査等	×	×	×	調査・分析自体は外部委託で行っているが、結果を基にした補修計画の策定業務などは、施設・構造物の重要性を判断する必要があることから外部委託は行わない。	1 計画課①1⇒①1 現状維持±0

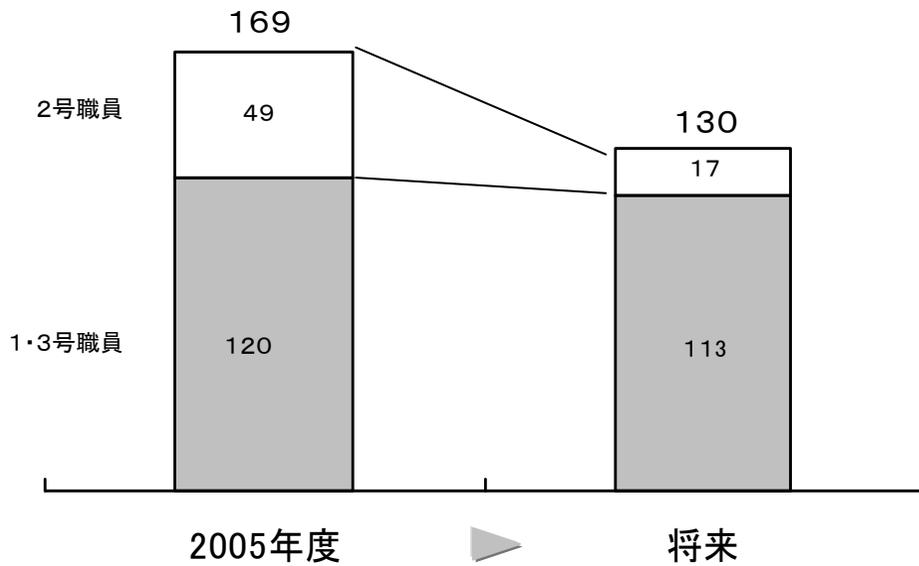
	業務内容		見直し手法			理由・方向性	体制・人員
			委託化	民営化	効率化		
	工事検査関係	・局所管工事の検査関係業務	×	×	×	検査は局職員が行うべきものであるため、外部委託は行わない。	2 保全整備課①2⇒①2 現状維持±0
	測量・境界明示	・局所有地の測量、境界明示ほか	○	×	○	局所有地における測量、境界明示については、今後、行財政改革計画により民間委託化あるいは一元化が示されており、その方向性に基づき業務見直しを実施する。 ・一方、管財業務として、土地賃借人ごとの賃貸借契約内容や、遊休地の現況を認識把握のうえ、各所管地を巡回監視し、不法占拠や転貸、貸付面積以上の使用がないか等の調査を実施する。	0 2 臨海地域活性化室 ②2⇒②0 ← 一元化等△2名 0 6 防災・管理課 ②0⇒② → 管財業務の充実 ⁶ +6名
	港湾施設の点検、維持補修	・道路、岸壁等の港湾施設の点検、維持補修	○	×	×	・これまで直営により実施してきた道路等港湾施設の維持補修業務については、費用対効果や公民の役割分担を考慮し、本業務を民間委託により実施していくこととする。一方、民間委託を実施することに伴い、本業務の必要となる現場指示・監督業務を実施する新たな体制を確立する。 ・膨大な既存施設の老朽化が進むなか、道路等の異常時には港湾活動に重大な影響を及ぼすことから、直営による道路等緊急即補修体制を新たに確立していくこととする。さらに、アセットマネジメントを考慮した計画的な補修を実施していくとともに、巡視点検調査業務については、一部縮小のうえ継続していくこととする。	4 6 保全整備課②6⇒②4 ← 委託化等△2名
	電気設備の点検、維持補修	・港湾施設の電気設備の点検、維持補修	×	×	×	・多種多様な電気設備の保安と良好な機能維持は、膨大な既存施設の老朽化が進むなか、電気設備の異常時には港湾活動に重大な影響を及ぼすことから、緊急性の高い業務を直営として維持管理業務を継続実施する。別途、物流事業と防災事業における電気設備維持補修を民間委託化する。	3 保全整備課②3⇒②3 現状維持±0

	業務内容		見直し手法			理由・方向性	体制・人員
			委託化	民営化	効率化		
	緑地の維持管理	・緑地、緑道等の点検及び剪定等の維持管理業務	—	—	—	緑地施設の維持管理業務については、今後、関係局との調整のうえ、2013年度を目処に他局への一元化による業務移管を図る。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-right: 10px;">28</div> <div style="margin-right: 10px;">環境緑地課</div> <div style="margin-right: 10px;">②28⇒②0</div> </div> <div style="margin-left: 10px;">←</div> <div style="margin-left: 10px;">一元化△28名</div>
	緑地関係工事の設計	・緑地関係工事の設計、積算	×	×	×	緑地関係工事(請負)の設計・積算の業務については、業務の一部を委託するなどし、業務の効率化を図っている。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-right: 10px;">3</div> <div style="margin-right: 10px;">環境緑地課</div> <div style="margin-right: 10px;">①3⇒①3</div> </div> <div style="margin-left: 10px;">現状維持±0</div>
共通	庶務関係	・庶務関係業務	×	×	○	庶務関係業務は、局を総括する業務であり、職員による業務運営を行う必要があるが、業務の効率化を図る。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-right: 10px;">20</div> <div style="margin-right: 10px;">庶務課①20⇒①19</div> </div> <div style="margin-left: 10px;">←</div> <div style="margin-left: 10px;">一部見直し△1名</div>
	公用車業務	・公用車運転業務	×	×	○	平成17年5月に公表された市政運営方針の中で、公用車のあり方や必要性を見直し、業務用を除く事務用公用車をすべて廃止するといった方針が示されたことから、事務用公用車の運行業務を廃止する。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-right: 10px;">1</div> <div style="margin-right: 10px;">庶務課②1⇒②0</div> </div> <div style="margin-left: 10px;">←</div> <div style="margin-left: 10px;">廃止△1名</div>
	損益計算関係	・損益計算に関する業務	×	×	×	損益計算は、内部管理業務であることから、外部委託するものではない。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-right: 10px;">4</div> <div style="margin-right: 10px;">経営企画課①4⇒①4</div> </div> <div style="margin-left: 10px;">現状維持±0</div>
	経営企画業務	・各種経営企画業務 ・港湾関係団体との連絡調整	×	×	○	経営企画業務、港湾関係団体との連絡・調整業務は、局としての意思決定を忠実に反映する必要があることから、職員が行わなければならない。しかしながら、今後、業務の効率化を図り、一部見直しを図る。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-right: 10px;">6</div> <div style="margin-right: 10px;">経営企画課①6⇒①5</div> </div> <div style="margin-left: 10px;">←</div> <div style="margin-left: 10px;">一部見直し△1名</div>
	OAシステム関係	・OAシステムの整備、運用	×	×	○	OAシステム関係(OAの整備・運用)業務は、維持管理自体は請負で行っており、管理者としての業務を職員が行っているが、業務の効率化を図り、一部見直しを図る。	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 20px; height: 20px; margin-right: 5px;"></div> <div style="margin-right: 10px;">5</div> <div style="margin-right: 10px;">保全整備課①5⇒①4</div> </div> <div style="margin-left: 10px;">←</div> <div style="margin-left: 10px;">一部見直し△1名</div>
合 計							①120②49⇒①113②17

(注)①は1・3号職員、②は2号職員

※当初人員数は2006年3月1日現在

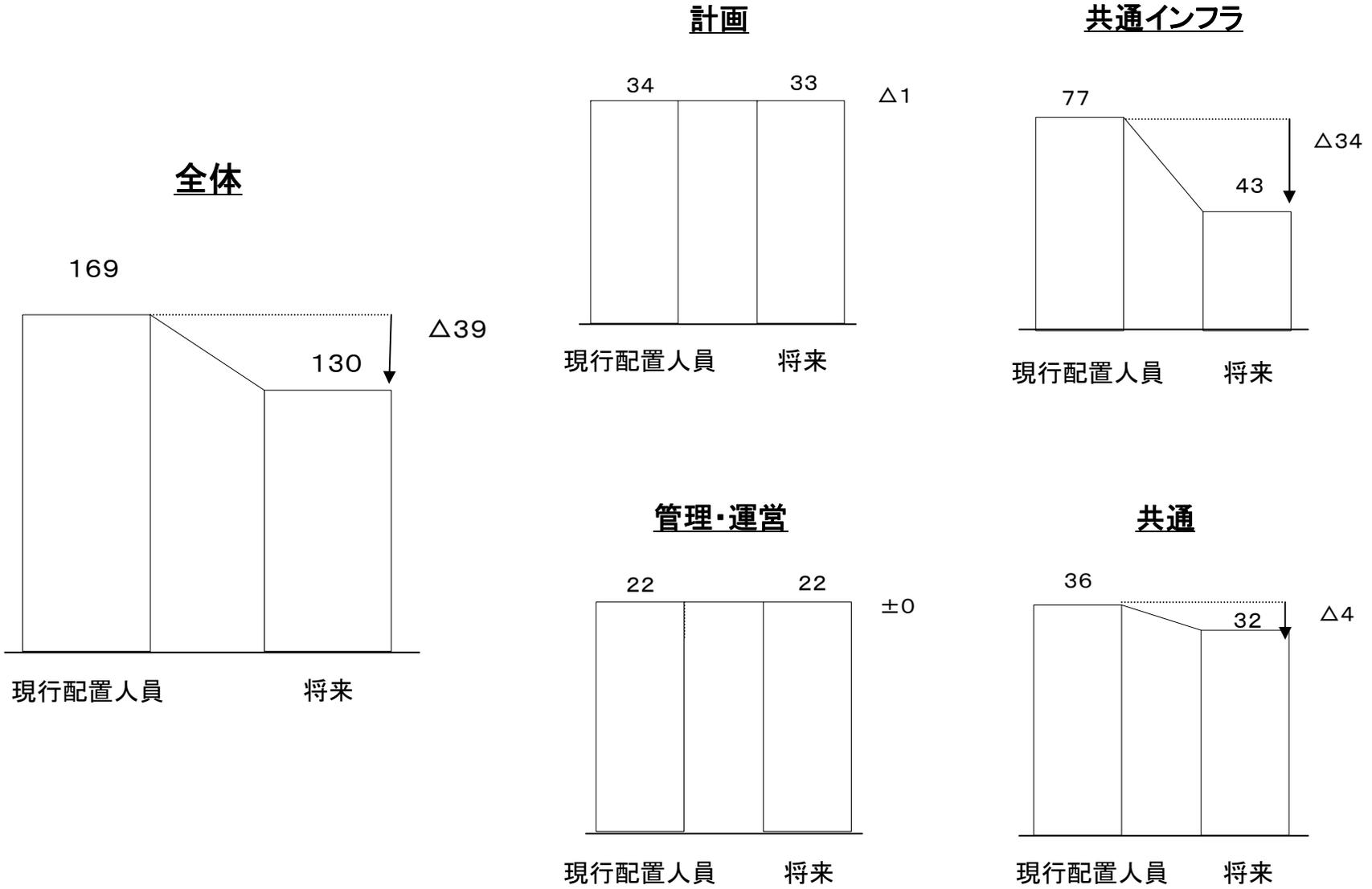
※共通業務は4事業共通業務を按分した職員数。



〔 局事業全体の方向性は取りまとめたが、今後のスケジュールについては、引き続き検討していく必要がある。 〕

(2) 将来の港湾局の臨海部まちづくり事業実施体制

・現在169人の職員を、2013年度を目処に39人削減して130人の体制にする。



5 外郭団体等の見直し方針について

■(株)大阪ワールドトレードセンタービルディングは存続。大阪ウォーターフロント開発(株)及び(株)ユー・エス・ジェイは資本的関与を見直す。(財)大阪港開発技術協会は解散とする。

○資本的関与見直し

団体名	見直し方針	課題	方向性
大阪ウォーターフロント開発(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年度までに資本的関与を見直す。 ・資本的関与見直しの程度については、現在検討中であるが、議決権比率20%未満で必要最小限の関与にとどめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し後の公共的役割の維持 ・事業の発展的継続の確保 ・貸付金の着実な償還 	<ul style="list-style-type: none"> ・当会社は、大阪港臨港地区の再開発事業として、また、公共の先導性と民間の経営志向を併せ持った事業として、平成2年に営業を開始し、今日に至るまで経営は順調に推移している。 ・現在においては、公共の先導性という主目的は一定達成しているため、民間の事業者が経営の中心になり、本市の一定の関与を残しながら、発展的に継続を図っていく。 ・資本的関与の見直しとしては、事業を安定的に継続していくため、主要株主に対して、株式の譲渡を行なっていく。
(株)ユー・エス・ジェイ	<ul style="list-style-type: none"> ・早期の株式公開を目指し、株式公開後、本市の資本的関与を見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式市場の動向を見ながら、市場等での株式売却の推進 ・貸付金の着実な償還 	<ul style="list-style-type: none"> ・当会社は、財務構造の改善など、経営基盤の確立に向けた取組みを進め、2007年3月に株式上場を果たした。 ・本市としては、株式上場により資金調達の方法が広がったことを受け、自立的経営を達成できるものと考え、市場ルールに従い株価の動向を見ながら、専門家の意見も聴き、市場等での売却を進める。

○存続

団体名	見直し方針	課題	方向性
(株)大阪ワールドトレードセンタービルディング	<ul style="list-style-type: none"> ・特定調停における事業計画に基づいて、着実な経営改善を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定調停に沿った着実な経営改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・当会社は、現状では、売上減少を経費削減で補うことにより経営計画の水準を概ね維持しているが、今後とも収益や金利の動向など、特定調停成立時の想定を超えるような経営環境の変化も見据えながら、さらなる経営改善に取り組むこととする。

○解散

団体名	見直し方針(結果)
(財)大阪港開発技術協会	・2007年3月に解散

(参 考)

団体名	見直し方針(結果)
大阪港振興(株)	・2006年3月に、本市所有全株式を売却
大阪港スポーツアイランド(株)	・2006年3月に解散

6 スケジュールについて

内 容	2007年度	2008年度以降
土地利用計画の見直し	全庁的な検討	基本方針の取りまとめ
埋立計画の精査	埋立計画の実施可能の可否の検討	基本方針の取りまとめ
土地利用における規制緩和(臨港地区指定解除)	解除対象箇所の抽出	解除に向けた地元・関係機関等との調整
埋立事業全体収支の算定	大阪市港湾事業経営改善委員会へ 諮問	
まちづくり支援施設の管理手法の検討	舞洲陶芸館等について、民間による事業運営の課題等を 踏まえ、施設の有り方を検証し、民間移行の具体化を図る ふれあい港館について、施設のあり方を検討し、20年度以 降の民間事業者を選定する	
公共インフラの他局への移管または維持管理の 一元化	移管に向けた調整	移管準備～段階的に実施
人員の見直し	継続的に人員削減を実施	